



災害補償課 療養補償における国民健康保険の取扱いについて

消防団員が消火活動中に負傷し、その直後に医療機関で治療を受けたのですが、本人は、その際、国民健康保険被保険者証を提示し、既に治療費のうちの一部負担金を支払って済ませていたことがわかりました。

その後、市ではこの事故を公務災害と認定しましたが、治療費に係る療養補償の取扱いについて伺います。

国民健康保険(以下「国保」という。)は医療保険の一つですが、国民健康保険法には[他の法令による医療に関する給付との調整]の規定(第56条)があり、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償等の他の法律の規定(同法施行令第29条の規定により、消防組織法、消防法等も含まれます。)に基づく療養の給付が行われる場合は国保による保険給付を行わない、と規定されています。すなわち、公務災害補償として療養給付が行われる場合は、国保からの給付が行われないこととされています。

したがって、設問のように、消防団員の負傷が公務災害として認定された場合、組合・市町村としてはあくまでも公務災害補償の一環として療養補償を行う必要がありますので、仮に当該団員が事故直後に治療を受けた際に被保険者証を提示して国保からの療養の給付を既に受けていたとしても、例えば被災団員に対して自己負担額(3割。本人が医療機関に対して支払い済み)を支払うとともに、保険者(市)が負担した額(7割)について保険者に返還する等の措置が必要となります。このことは、他の健康保険から療養の給付が行われた場合にも同様です。

【関係法令】

○ 国民健康保険法

(他の法令による医療に関する給付との調整)

第56条 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給は、被保険者の当該疾病又は負傷につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)、地方公務員等共済組合法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定によって、医療に関する給付を受けることができる場合又は介護保険法の規定によって、それぞれの給付に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。労働基準法(昭和22年法律第49号)の規定による療養補償、労働者災害補償保険法(昭和22

年法律第50号)の規定による療養補償給付若しくは療養給付、国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号。他の法律において準用する場合を含む。)の規定による療養補償、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)若しくは同法に基づく条例の規定による療養補償その他政令で定める法令による医療に関する給付を受けることができるとき、又はこれらの法令以外の法令により国若しくは地方公共団体の負担において医療に関する給付が行われたときも、同様とする。

○ 国民健康保険法施行令

(法第56条第1項の政令で定める法令)

第29条 法第56条第1項に規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。

- 1 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和22年法律第80号)
- 1の2 国会職員法(昭和22年法律第85号)
- 2 船員法(昭和22年法律第100号)
- 3 災害救助法(昭和22年法律第118号)
- 4 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律(昭和22年法律第167号)
- 5 消防組織法(昭和22年法律第226号)
- 6 消防法(昭和23年法律第186号)
- 7 水防法(昭和24年法律第193号)
- 7の2 特別職の職員の給与に関する法律(昭和24年法律第252号)
- 8 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和27年法律第245号)
- 9 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律(昭和28年法律第33号)
- 10 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)
- 11 証人等の被害についての給付に関する法律(昭和33年法律第109号)
- 12 裁判官の災害補償に関する法律(昭和35年法律第100号)
- 13 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)
- 14 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)
- 15 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成2年法律第49号)
- 16 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)(同法第18条の規定に係る部分を除く。)
- 17 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)